

## 〇〇ネーミングライツ契約書（案）

仙台市（以下「甲」という。）及び〇〇（以下「乙」という。）は〇〇の名称に係る施設命名権に関し、次のとおり契約を締結する。

## （目的）

第1条 この契約書は、甲、及び乙が、次の表に掲げる対象施設に係る施設命名権に関し必要な事項を定めるものとする。

| 対象施設 | 所在地 |
|------|-----|
| 〇〇   | 〇〇  |

## （施設名称）

第2条 乙は、次条第1項第1号に掲げる施設命名権に基づき、対象施設の名称（以下「施設名称」という。）を「〇〇」と命名することとし、甲はこれに同意するものとする。

## （施設命名権等の付与）

第3条 甲は乙に対して次に掲げる権利（以下「施設命名権等」という。）を付与し、乙は、施設命名権等の対価として、第8条第1項に規定する金額を支払うものとする。

- (1) 施設命名権
- (2) 施設名称揭示請求権
- (3) 施設名称使用权

## （施設命名権）

第4条 施設命名権は、施設名称を命名することができる権利とする。

- 2 施設名称は、第7条第1項に規定する期間内は、変更しないものとする。ただし、やむを得ない理由により施設名称を変更する必要がある場合は、甲及び乙が協議の上その可否を決定するものとする。

## （施設名称揭示請求権）

第5条 施設名称揭示請求権は、対象施設及び対象施設の設備等に施設名称を掲示することを請求することができる権利とする。

- 2 施設名称を掲示する場合の実施主体及び費用負担は、原則として乙とする。
- 3 施設名称を掲示する位置及び仕様等については、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

(施設名称使用权)

第6条 施設名称使用权は、乙による広報活動又は広告・販売促進活動において、施設名称を使用することができる権利とする。

- 2 乙は、前項に掲げる権利を行使しようとするときは、あらかじめ、甲にその内容を報告しなければならない。

(施設命名権等の存続期間等)

第7条 施設命名権等の存続期間は、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までとする。

- 2 前項の期間中に行われる国際試合等で、スポンサー等の理由で、第2条に定める名称を使用できないことがある。その場合には、甲があらかじめ乙に対し事前の連絡をし、乙の了解を得るものとする。

(施設命名権等の対価)

第8条 施設命名権等の対価は、年額〇円に消費税及び地方消費税分を加算した額とする。

- 2 この契約の存続期間において、対象施設が施設全般に亘り30日以上連続して使用不能の場合は、使用不能日数に応じて、当該年度分の前項に規定する対価を日割りにより計算した額を減ずるものとする。この場合において、甲が既にその額を超える対価を受領しているときは、当該超過した額を乙に返還するものとする。
- 3 この契約の存続期間の中途において、契約の解除によりこの契約が終了した場合における解除の日が属する年度における対価は、当該年度の開始日から解除の日までの日数に応じて、当該年度分の第1項に規定する対価を日割りにより計算した額とする。この場合において、甲が既にその額を超える対価を受領しているときは、当該超過した額を乙に返還するものとする。
- 4 第2項及び第3項において、返還する場合には、利息を付さないものとする。

(対価の支払方法)

第9条 乙は、前条に定める当該対価を、別紙支払計画書に基づき、甲の指定する方法で支払うものとする。

- 2 対価の支払に要する費用は、乙が負担する。

(契約の履行に伴う義務)

第10条 甲及び乙は、この契約の履行に際して、次項から第6項までに規定する義務を負うものとする。

- 2 甲は、施設名称に乙の商号又は商品名が含まれることにより、対象施設から発信される様々な情報が乙の名誉及び信用を毀損することがないように十分に配慮するものとする。

- 3 乙は、施設名称に乙の商号又は商品名が含まれることにより、その商号又は商品名から発信される様々な情報が甲の名誉及び信用を毀損することがないように十分に配慮するものとする。
- 4 甲は、乙が施設名称揭示請求権を行使する場合において、施設名称が露出されるよう配慮するものとする。
- 5 甲は、対象施設で行われる行事の主催者及び対象施設を使用する関係者に対して、これらの者が対象施設の名称を表示するあらゆる機会に施設名称を使用することを求め、施設名称の露出が得られるよう努めるものとする。
- 6 甲は、新聞、雑誌、テレビ等マスメディアが対象施設の名称を表示する場合においては、施設名称を使用するよう努めるものとする。

(秘密保持)

第 11 条 甲及び乙は、互いに施設命名権の導入に関して知り得た相手方の経営上又は業務上の秘密を相手方若しくは相手方の代理人以外の第三者に漏らし、又はこの契約の履行以外の目的に使用してはならない。ただし、法令の規定に基づき開示する場合はこの限りではない。

(甲の解除)

- 第 12 条 甲は、乙が次の各号のいずれかの事由に該当することとなった場合は、乙に対して、書面による通知をすることにより、本契約を解除できるものとする。
- (1) 差押、仮差押、競売の申立て又は破産手続開始、再生手続開始、整理開始若しくは更生手続開始の申立てがあったとき
  - (2) 租税公課を滞納して督促を受けたとき、又は保全差押を受けたとき
  - (3) 支払を停止したとき、又は手形若しくは小切手が不渡りとなったとき
  - (4) 解散、合併又は営業の全部の譲渡を決議したとき
  - (5) 本契約に違反し、かつ当該違反を是正すべき旨の甲の書面による通知を受けてから 30 日以内に、その違反が解消されないとき
  - (6) 著しく社会的信用を失墜したとき
- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、乙は残る契約期間の契約金額の総額（かかる残余の契約期間に応じて第 8 条第 1 項に規定する対価を日割りにより計算した額とする。）に 0.2 を乗じて得た額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。当該金額に 100 円未満の端数がある場合はこれを切り上げるものとする。この場合において、甲は、前項の規定による解除により実際に生じた損害が上記違約金額を上回るときは、実際に生じた損害の賠償を請求できる。
- 3 乙は、第 1 項に規定する理由により本契約を解除された場合に発生する損害について、甲に対して補償を請求することはできない。

(乙の解除)

第 13 条 乙は、次の各号のいずれかの事由に該当することとなった場合は、甲に対して、書面による通知をすることにより、本契約を解除できるものとする。

- (1) 対象施設の使用不能が 6 カ月を経過してもなお改善の見通しが無いとき
- (2) 対象施設が天災地変、事件等により使用不可能になったとき
- (3) 甲が本契約に違反し、かつ当該違反を是正すべき旨の乙の書面による通知を受けてから 30 日以内に、その違反が解消されないとき

2 前項の規定によらず、乙がこの契約の解除を申し出た場合、甲及び乙は誠実に協議し、それぞれ合意の上、本契約を解除することができるものとする。

3 前項の規定により本契約が解除されたときは、乙は残る契約期間の契約金額の総額（かかる残余の契約期間に応じて第 8 条第 1 項に規定する対価を日割りにより計算した額とする。）に 0.2 を乗じて得た額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。当該金額に 100 円未満の端数がある場合はこれを切り上げるものとする。この場合において、甲は、前項の規定による解除により実際に生じた損害が上記違約金額を上回るときは、実際に生じた損害の賠償を請求できる。

(解除に伴う原状回復)

第 14 条 第 12 条第 1 項及び前条第 2 項の規定により本契約が解除された場合は、第 5 条第 2 項に基づき乙が設置した対象施設及び対象施設の設備等に施設名称を掲示したものを乙の負担で撤去するものとする。

(権利譲渡等の禁止)

第 15 条 乙は、施設命名権等を第三者に転貸し、若しくは使用及び収益を目的とする権利を設定し、又は譲渡し、並びに抵当権若しくは質権を設定してはならない。

(ロゴマークの著作権等)

第 16 条 乙は、施設名称を表象するロゴマークを使用する場合は、デザイン及び使用方法の案を作成し、甲の承認を得て、決定するものとする。

2 本ロゴマークの著作権及びその他の知的財産権は乙に帰属するものとする。

(損害の賠償)

第 17 条 甲及び乙は、第 10 条に定める義務を履行しなかったために相手方に損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならない。

2 対象施設及び対象施設の設備等に施設名称を掲示したものの破損等により、物や第三者に損害を与えたとき、施設敷地内及び施設敷地外の既存の施設名称を掲示したものは甲が

その損害を賠償しなければならない。ただし、乙の責めに帰すべき事由により生じた損害については、乙が賠償する。

- 3 施設敷地外に新たに施設名称を掲示したものの破損等により、物や第三者に損害を与えたときは乙が、その損害を賠償しなければならない。

(契約の更新)

第 18 条 乙は、本契約の更新について優先的に甲と交渉する権利を有する。

- 2 乙は、本契約の更新を希望する場合には、令和〇年〇月末日までにその旨を文書で甲に通知しなければならない。

- 3 乙は、契約を更新しない場合は、乙の負担により対象施設及び対象施設の設備等の施設名称を掲示したものを乙の負担で撤去するものとする。

(重要な事情変更)

第 19 条 甲及び乙は、この契約に関し、重要な事情変更が生じた場合は、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(協議事項)

第 20 条 この契約の解釈について疑義が生じたとき又は本契約に定めない事項については、甲及び乙が協議の上定めるものとする。

この契約の締結を証するため本書 2 通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 仙台市青葉区国分町三丁目 7-1  
仙台市  
仙台市長 郡 和子

乙

( 別紙 支払計画書 )

甲への支払計画書

| 納入期限 | 金額 |
|------|----|
|      |    |
|      |    |
|      |    |
| 合 計  |    |